

花巻市男女共同参画基本計画

^{ひと} ^{ひと}
「男と女が、自立し、対等な人間として尊重し合い、ともに参画するまち」の実現に向けて

パートナーシップ創造プラン はなまき



ひとひと 「男と女が、自立し、 対等な人間として尊重し合い、 ともに参画するまち」の実現に向けて

男女共同参画社会とは

- 1 男女が、お互いを認め合い尊重する
- 2 男女が、自らの意志で個性と能力を十分に発揮することができる
- 3 男女が、お互いに支え合い、利益も責任も分かち合える

そのような社会をいいます。

参加
とは

誰かが用意してくれたところに自分が入って一緒に加わること。

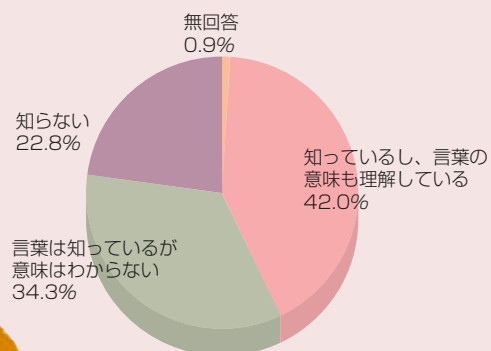
参画
とは

最初から自分たちで計画し、どのように進めるか相談して事を行うこと。

平成18年度に実施した花巻市の「まちづくり市民アンケート」によると「男女共同参画社会」という言葉を知っているし、意味も理解している人は、回答者全体の42.0%となっています。

また、「職場・学校での男女の平等」、「地域で

●あなたは「男女共同参画社会」という言葉を知っていますか (回答者数1,506名)



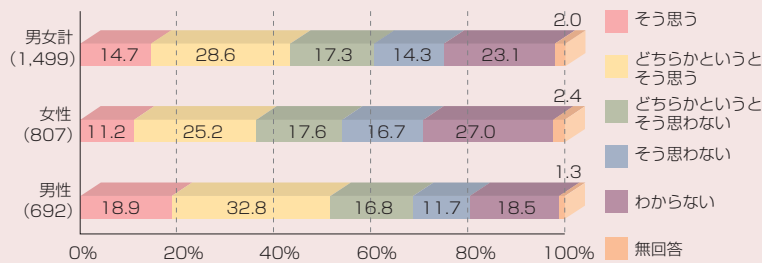
少子・高齢化の進展や、家族・子どもたちを取り巻く問題など、社会経済情勢がめまぐるしく変化する中で、人々の価値観やライフスタイルも多様化しています。

これらの状況に対応しつつ、豊かで活力ある地域社会を実現するためには、誰もが性別にかかわらず一人の人間として尊重されること、多様な生き方を認め合い、互いに支え合うことが必要です。

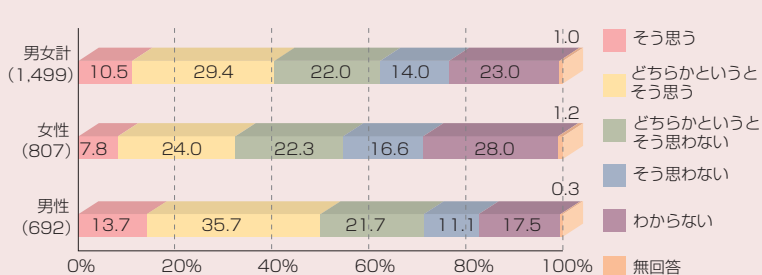
このような認識のもと、花巻市は、平成18年1月の新市発足と同時に「花巻市男女共同参画推進条例」を制定しました。そして、「男と女が、自立し、対等な人間として尊重し合い、ともに参画するまち」を、市と市民・事業者の皆さんが連携・協働して築くための具体的な指針として、このたび、花巻市男女共同参画基本計画「パートナーシップ創造プラン・はなまき」を策定しました。

「男女の平等」について聞いたところ、どちらの設問とも、女性よりも男性のほうが、「平等である」と感じている割合が高く、平等に対する男女の意識の違いが見受けられます。

●あなたの身の回りでは、職場・学校での男女の平等が図られていると思いますか



●あなたの身の回りでは、地域での男女の平等が図られていると思いますか



花巻市「まちづくり市民アンケート」(2006年)より

計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

花巻市男女共同参画推進条例第3条に掲げる7つの基本理念のもとに、この計画を推進していきます。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会の制度や慣行についての配慮
- (3) 男女の精神的・経済的・生活的自立
- (4) 施策等の立案及び決定への共同参画
- (5) 家庭生活と職業等の活動の両立
- (6) 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (7) 国際的な取り組みへの理解及び協調

2. 計画の目標

計画の基本理念に基づき、次の基本目標を掲げて、計画の推進を図ります。

基本目標1 男女が互いを尊重し認め合うまち

基本目標2 男女ともに自立し支え合うまち

基本目標3 男女が生涯にわたって健康で安心して暮らせるまち

基本目標4 男女ともにいきいきと参画できるまち

3. 計画の役割

計画は、次のような役割を持ちます。

- ①花巻市の男女共同参画社会の実現に向け、各種施策を計画的に実施するための指針です。
- ②男女平等に関し、日常生活で生じている広範な課題を明らかにするとともに、これらの課題を解決するために市民の自発的行動を促すための指針です。
- ③各種団体や民間企業に対し、この計画の趣旨に沿った活動や事業の取り組みを促すための指針です。
- ④地方の視点から、地域の男女共同参画の実現に向けた各種制度の改善や創設を国・県等に働きかけるための指針です。

4. 計画の期間

この計画の期間は、2007年度(平成19年度)から2015年度(平成27年度)までの9年間とします。

また、状況の変化に対応するため、必要に応じて、計画の見直しを行います。

1 基本目標

男女が互いを 尊重し認め合おうまち

私たち一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方が認められる男女共同参画社会を実現するため、家庭、職場、学校、地域など、市民生活のあらゆる場面やメディアを通じて意識啓発を図るとともに、暴力を許さない環境づくりに努めます。

1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

(1) 男女共同参画に関する啓発事業の推進

男女共同参画に関する市民の理解と関心を深めるため、積極的に啓発事業を行い、男女共同参画社会実現に向けた意識の醸成を図ります。

(2) 男女共同参画に関する情報の提供

情報メディアを活用して、男女共同参画を推進するための情報発信を行うとともに、国や県、他市町村、民間団体等における各種情報や資料等を幅広く収集し、市民への提供に努めます。

また、毎年、市が行った男女共同参画に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を公表します。

(3) 市の情報メディアにおける男女平等理念への配慮

市が発行する文書や広報紙、配布物・掲示物等においては、性別に基づく固定観念にとらわれない男女の多様なイメージを市民に浸透させるため、男女平等理念に配慮した内容や表現についての適正化を図ります。

2 子どもの男女平等・自立意識の育成

(1) 学校教育における男女平等・自立意識の育成

保育・教育の場で、子どもの発達段階に応じた男女平等・自立に向けた教育を推進します。

(2) 家庭教育における男女平等・自立意識の育成

情報紙の発行や子育てに関する講座の開催を通じて、各家庭に男女共同参画意識の浸透を図ります。

3 男女の人権の尊重と暴力根絶に向けた意識づくり

(1) 女性に対するあらゆる暴力を防止する意識の確立

女性に対する暴力を許さない社会づくりのための広報、啓発、環境浄化を積極的に推進します。

(2) 女性に対するあらゆる暴力に関する相談体制の整備

人権擁護委員や民生児童委員等と協力し研修会を実施するなど相談員の資質向上を図るとともに、県（配偶者暴力相談支援センター等）や警察署等関係機関との連携を図り、相談体制の整備に努めます。



2 基本目標

男女ともに 自立し支え合ひまぢ

(※)

男女が性別役割分担意識にとらわれず、ともに家庭・地域生活、仕事を担っていくための意識づくりを推進するとともに、安心して子育てができる環境づくりや、意欲を持って働くことのできる男女平等な職場環境づくりを推進します。

1 仕事と家庭・地域生活を両立できる環境づくり

(1) 仕事と家庭・地域生活の両立に向けた意識の醸成

男性が家事・子育て・介護に参加することへの認識を深める意識啓発を進めます。また、家事・子育て・介護の方法や技術を普及するための講座等を開催します。

(2) 安心して子育てができる環境の整備

共働きやひとり親世帯等の多様な保育ニーズに応じた子育て支援の強化に努めるとともに、地域で安心して子育てができる環境の整備を図ります。

2 労働の場における男女共同参画に向けた環境づくり

(1) 男女平等な職場環境づくり

男女雇用機会均等法の周知と実施を促進するとともに、労働条件や処遇において男女平等が確保されるよう企業等へ働きかけます。

また、賃金・労働時間などの基本的な統計資料の整備を進めます。

(2) 就業機会の拡大と就業支援の充実

就業意欲を持つ人の能力開発を支援するとともに、就業に関する情報の提供、相談体制の整備に努めます。

(3) 多様な就業条件の整備の促進

パートタイム労働等の多様な形態で働く女性の雇用の安定や適正な労働条件等を確保するため関係法令の周知に努めます。

また、起業家を育成するため、起業に際しての情報提供や支援に努めます。

(4) 農業経営等における女性の参画促進

農業に従事する女性の労働と家事が適正に評価されるよう啓発するとともに、経営への参加・参画を進めるため女性農業者への支援を行います。

※性別役割分担意識

一般的に、「男は仕事、女は家事・育児」というように、性別によってはじめから果たす役割が決まっているといった考え方や、それに沿った行動を期待すること。



健康で安心して暮らせるまち
男女が生涯にわたって



誰もが生涯にわたって心身ともに健康に過ごすため、市民の健康管理に対する意識づくりを推進するとともに、各種健康診断や健康相談、身体に悪影響を及ぼす生活習慣の改善、スポーツ活動の充実を通じて健康の保持・増進を図ります。

また、母性保護の観点から、母子保健施策の充実を図るとともに、乳幼児期から高齢期まで安心して暮らすことができるよう、ライフサイクルに応じた社会的支援体制の確立に努めます。

1 生涯にわたる心と身体 の健康づくりの推進

(1) 地域における健康づくりの推進

保健推進委員の活動等を通じて地域における健康に対する意識の高揚を図ります。

(2) 健康で安全・安心な食生活を営むための啓発活動の充実

健康の基本となる食生活の重要性について市民の認識を深めるとともに、食を通して子どもの心身の健全な発育が図られるよう食育を推進します。

(3) 生涯にわたりスポーツ活動ができる環境の整備

日常的に取り組めるスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進し、生涯にわたり健康を保持することを支援します。

(4) 心の健康づくりの推進

心の健康に関する正しい理解と健康保持の方法について普及・啓発に努めるとともに、相談窓口の充実を図ります。

2 生涯を通じた女性の健康支援

(1) 「性と生」の重要性についての認識の浸透

性に関する正しい理解と知識を高めるとともに、産む性としての母性の尊重と命の大切さについて認識することができるように、家庭や学校、社会のそれぞれの場を通じて、教育・啓発の推進に努めます。

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

妊娠・出産が安全に行われるよう保健医療体制の充実を図るとともに、妊娠・出産に対する男性の理解と関わりを促すための啓発を進めます。

また、子宮がん、乳がん、骨粗しょう症などの検診を通じて、女性特有の病気の予防対策を図ります。

3 高齢者等が安心して暮らせる環境づくり

(1) 介護を社会的に支える体制の整備

高齢者の健康支援と介護を地域で支える体制の整備を図ります。

(2) 高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進

高齢者が生き生きと社会に参加し、生きがいをもって暮らせるよう支援します。

(3) 人にやさしいまちづくりの推進

高齢者や障害者が安心して暮らせるまちづくりに努めます。

4 基本目標

男女ともに いきいきと参画できるまち

政策や方針等の決定について、男女の意見がバランスよく反映されるよう、行政の各分野への女性の参画、地域や各種団体における女性の役員・委員への登用を促すとともに、男女が各種活動やまちづくりに積極的に参画できるよう、環境の整備と意識づくりを推進します。

また、国際社会の一員としての視野を身につけるため、国際的な理解と交流の推進を図ります。

1 政策・方針決定等への参画の促進

(1) 行政への市民参画の促進

行政各分野における各種計画立案への市民参画を促進し、策定経過をオープンにするように努めます。

また、各種審議会等への女性の参画を促進します。

(2) 地域や各種団体等における女性の参画促進

地域や各種団体等の方針決定にあたって、女性の参画の促進を働きかけます。

2 地域づくり・まちづくりへの参画の促進

(1) 学習機会の提供と人材の育成

地域活動への参画を促すため、様々な分野に対応した講座の開催など学習機会や研修機会の提供に努めます。

(2) NPO等市民活動への支援

市民・グループ・団体の活動を促進し、相互の交流を支援するとともに、市民活動に関心のある市民の能力の活用を図ります。

(3) 市民による地域づくりの推進

市民自らが地域づくりのための連絡調整や情報交換、実践活動を行えるよう支援します。

3 国際化への対応と交流の推進

(1) 国際的な理解と交流の推進

市民の国際理解を深めるため、国際交流を推進します。

(2) 在住外国人への支援

在住外国人への支援を強めるとともに、地域住民との交流機会の充実に努めます。



計 画 の 推 進 体 制

推進体制の整備

計画を総合的・効果的に実施していくために、庁内推進組織を設置するなど全庁的な推進体制の整備を図り、あらゆる施策を男女共同参画の視点で見直していきます。

また、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について定期的に把握し、点検・評価するとともに、年次報告書としてまとめ、市民に公表します。

さらに、職員一人ひとりが男女共同参画に対する理解を深め、自ら率先して実践していけるよう庁内研修を実施します。

男女共同参画推進員の設置

市内各地区に男女共同参画推進員を設置し、地域における男女共同参画を推進します。

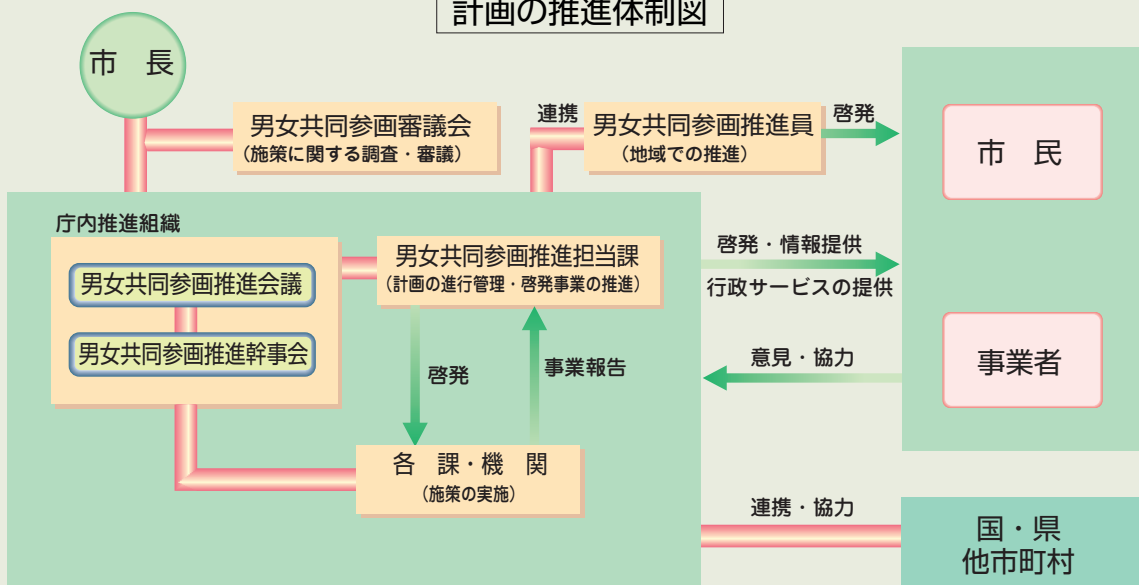
国・県及び他市町村との連携

法律制度や労働行政など、市町村レベルで解決が困難な課題について、国・県に対して積極的な支援と協力を要望するとともに、関係市町村間相互の情報提供、交流に努めます。

事業者との連携及び情報提供

市民フォーラムの開催、意識啓発のための講座の開催等により、民間企業や各種団体等事業者との連携を深めながら、男女共同参画社会の必要性について理解を得るとともに、この計画を通じて主体的な取り組みがなされるよう働きかけます。

計画の推進体制図



花 巻 市

平成19年4月

〒025-8601 花巻市花城町9番30号
地域振興部男女共同参画推進室
電話 0198-24-2111 FAX 0198-22-6995